

砂川市開業医助成制度のご案内

最大助成額 1億5,000万円

砂川市内に診療所等を開設する方に対して開設に係る費用の一部を助成します

対象となる方 (①～④いずれにも該当する方)

- ① 砂川市内において積極的に医療活動を行おうとし、市の地域医療の充実に寄与する方
- ② 助成金の交付後、診療所等を10年以上開業すると見込まれる方
- ③ 市長が認める診療科の診療を行う方
- ④ 納付すべき税金に滞納がない方

助成の対象		助成率	最大助成額・助成期間
取得費	土地・建物・医療機器等の取得 (改修含む) 費用	50%	土地・建物 5,000万円 (※6,000万円) 医療機器等 3,000万円
固定資産税等	土地・建物・医療機器等に賦課された 固定資産税等相当額	100%	1年度につき200万円 5年度まで
賃借料	土地・建物・医療機器等の賃借料 (賃借した建物の改修費用も対象)	50%	土地・建物 4,500万円 (※6,000万円) 医療機器等 3,000万円
在宅医療経費	・在宅医療開始・継続のための 物品取得等費用 ・在宅医療を開始した場合の運営費用	100%	物品取得等費用 1,000万円 運営費用 2,000万円
人材確保経費	診療所等開設から2年以内に 雇用された従事者の人件費	100%	1人につき100万円 5人まで
経営運転資金	診療所等の経営安定化を図るための 運転資金	100%	1年度につき500万円 3年度まで

※地元企業により工事を行う場合の最大助成額

交通アクセス

車で 🚗🚗🚗🚗🚗🚗🚗🚗
札幌まで 約80キロメートル…約100分(高速で約45分)
旭川まで 約60キロメートル…約70分(高速で約35分)
千歳まで 約90キロメートル…約120分(高速で約80分)

JRで 🚆🚆🚆
札幌まで 特急で…約50分
旭川まで 特急で…約40分
千歳まで 特急で…約90分



お問い合わせ・申請

砂川市保健福祉部
ふれあいセンター管理係

〒073-0166
北海道砂川市西6条北6丁目1番1号
Tel: 0125-52-2000
E-mail: f-kanri@city.sunagawa.lg.jp



砂川市開業医助成制度の詳細

助成の対象	助成対象になる経費	助成率	最大助成額
①土地・建物取得費	診療所等の開設等のための土地・建物の取得費用（改修工事を含む）	50%	5,000万円
ア 地元企業施工による加算	①において建物の取得に伴う工事を地元企業が行う場合の工事費用	10%	1,000万円
②医療機器等取得費	診療所等の開設等のための医療機器等の取得費用	50%	3,000万円
③固定資産税等	診療所等の開設等のために取得した土地・建物・医療機器等に賦課された固定資産税・都市計画税（年200万円まで × 5年以内）	100%	1,000万円
④賃借料			
ア 土地・建物	診療所等の開設等のための土地・建物の賃借費用（年450万円まで × 10年以内）	50%	4,500万円
イ 医療機器等	診療所等の開設等のための医療機器等の賃借費用（年600万円まで × 5年以内）	50%	3,000万円
⑤在宅医療支援			
ア 物品の取得等	在宅医療の開始または継続に必要な物品の取得等に要する費用（1回限り1,000万円まで）	100%	1,000万円
イ 運営	在宅医療を開始した場合の運営に要する費用（年200万円まで × 10年以内）	100%	2,000万円
⑥人材確保支援	診療所等の開設から2年以内の常時雇用者に係る人件費（1人100万円まで5人以内）	100%	500万円
⑦経営安定化支援	診療所等を開設した場合の運転資金（年500万円まで × 3年以内）	100%	1,500万円

※ 開設等とは・・・開設または増設等した場合
※ ①土地及び建物取得費と④土地及び建物賃借料の助成を併用する場合は、合算して①の最大助成額を適用

取得 最大助成額	土地・建物・医療機器等を取得・改修する場合 （①＋①ア＋②＋③＋⑤ア＋⑤イ＋⑥＋⑦）	1億5,000万円
賃借 最大助成額	土地・建物・医療機器等を賃借・改修する場合 （①＋①ア＋④イ＋⑤ア＋⑤イ＋⑥＋⑦）	1億4,000万円

2026年10月 小児科開業決定！

この秋、本制度を活用して砂川市に小児科診療所が開業します。
引き続き砂川市での開業をお待ちしていますので、まずはお問い合わせください！